

議案第四十五号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部四十六の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同部四十六の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同部五十の四の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同部五十の五の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改め、同部五十六の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする

る場合」を「若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合」に改め、同部五十
七の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、
「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請
手数料」に、「又は改築する際に」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為
を行わず」に改め、同部五十九の項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅
維持保全計画」を加える。

付 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。ただし、別表一の部四十六の項、四十六の二
の項、五十の四の項及び五十の五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(説 明)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律
等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）の施行による長期優良住宅の普及の促進
に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の一部改正及び地域の自主性及び自立性を高める
ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）の施
行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、手数料の規定を整備
するため、本案を提出いたします。